（認定の取消し）

第百三十一条の二の十二　国土交通大臣は、認定航空運送事業脱炭素化推進計画が第百三十一条の二の八第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定航空運送事業者が認定航空運送事業脱炭素化推進計画に従つて航空運送事業の脱炭素化のための措置を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（関係者の協力）

第百三十一条の二の十三　国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附則第五条の見出し中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第一項中「をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国土交通大臣は、前項の規定により航空運送事業基盤強化方針に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響が引き続き甚大影響事態と認められ、当該影響に対応するため令和五年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度及び令和四年度の料金減免」という。）を行うときは、当該航空運送事業基盤強化方針において定められた同項各号に掲げる事項を次に掲げる事項に変更するものとする。

一　令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容に関する事項

二　令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

（空港法の一部改正）

第二条　空港法（昭和三十一年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）」を「第二節　空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）　第三節　空港の脱炭素化の推進（第二十四条―第三十六条）」に、「第三十一条―第四十三条」を「第三十一条―第四十三条」に、「第三十七条―第四十四条」を「第四十四条―第五十一条」に改める。

第一条中「措置」の下に「並びに空港の脱炭素化を推進するための措置」を加える。

第十四条第一項中「以下」の下に「この条において」を加え、同条第二項第二号中「いう」の下に「。第二十六条第二項第二号において同じ」を加え、同条第三項中「同項に規定する協議を行う旨を」を「協議会において協議を行うときは、あらかじめ」に、「者に」を「者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を」に改め、同条第四項中「係る」の下に「事項の」を加える。

第四十四条を第五十一条とし、第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とする。

第四十一条中「ときは」を「場合には」に改め、同条を第四十八条とする。

第四十条中「第三十七条」を「第四十四条」に、「罰金刑」を「刑」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十九条中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第四十六条とする。

第三十八条中「ときは」を「場合には」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「該当する」の下に「場合には、その違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「第三十二条第一項」を「第三十九条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第三十二条第二項」を「第三十九条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第四十四条とする。

第五章中第三十六条を第四十三条とし、第二十九条から第三十五条までを七条ずつ繰り下げる。

第二十八条の前の見出しを削り、同条を第三十五条とし、同条の前に見出しとして「（東京国際空港の特例）」を付する。

第二十七条中「国有財産を」を「ものを」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十六条の見出しを「（国有財産の無償貸付け）」に改め、同条中「である国有財産」を削り、「（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産」を「第三条第三項に規定する普通財産」に改め、同条を第三十三条とし、第二十五条を第三十二条とし、第二十四条を第三十一条とする。

第四章に次の一節を加える。

第三節　空港の脱炭素化の推進

（国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等）

第二十四条　国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）の推進を図るための計画（以下「空港脱炭素化推進計画」という。）を作成することができる。

2　空港脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　空港の脱炭素化の目標

二　前号の目標を達成するために実施する再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備その他の空港の脱炭素化のための事業（以下「空港脱炭素化推進事業」という。）及びその実施主体に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3　国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に前項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4　空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならない。

5　国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6　前三項の規定は、国土交通大臣である空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について準用する。

（国土交通大臣以外の空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定）

第二十五条　空港管理者（国土交通大臣を除く。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2　前条第二項から第四項までの規定は、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用する。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その空港脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針及び航空法第百三十一条の二の七第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4　空港管理者は、空港脱炭素化推進計画について前項の認定を受けたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5　第三項の認定を受けた空港管理者（第二十七条及び第二十九条において「認定空港管理者」という。）は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6　前条第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、